

標記加工所、營業常識状況、渉獣シテハ詳細彙報ノ通リナルヲ其
後、於ケル状況左記、通り

記

一、事業主側

事業主側、於テハ引續キ（深見治三郎一所在、柄脇シ居レ）
以テ營資交渉、機會ナク何等進展シ見入依然トンテ特異、事
情ナシ

二、從業員側、状況

(1) 従業員側、於テハ先般王子署ヨリ、迄竟ニ基ニ工場管理、
營業及給付拂給料及解雇手當、支給ヲ以テ内満ナレ。爭議
、解決ヲ希望セルニ、如ク缺ニ生地御ニテハ作業ヲ開始
シ工場主ト、會見、機、待チツアル状況ナルエ。一方従業
員ハ基金調達、為メ行商隊ヲ組織セル外十月二十八日管
理士内進成館、於テ從業員、板浦劇場會、南極スル等導ラズ、
場内進成館、於テ從業員、板浦劇場會、南極スル等導ラズ、

金、調達ニ齊心シ特ニ窮空セバ從業員、對シテハ自未等、
支給ヲナシワ、アリ

(2) 従業員代表深見藤野外三名ハ十月三十日午前之時十二十分頃
管下東戸町大字平井一九九六番地所在父兄會代表大熊豊、
訪向シ本争議ノ内満解決方ヲ陳情セレ外工場主深見治三郎
、井在及コレヲ意図等ニ就テ是非失見度メ希望ヲ述ヘ
會見一時間ニシテ大熊キリ諸君ノ意、アレ許、工場主深見
ニ傳フハシトノ回答ヲ得テ辭去コリ

三、一般状況

本争議ハ工場主側、於テ從前ヨリ所在ヲ臨海シ居レルヲ以テ
營資交渉、機會ナク何等進展ヲ見サリシカ許韓王子署、幹部
ニヨリ辛シテ前後四回營資交渉セシメタレ。事業主ニ於テ在
庫米穀品價格約一万円ヲ處分スル、外金策ノ道ナヤ旨ヲ言明
ニル為メ、從業員側、於テハ斯コテハ予告年當スラエ國難ナル